

中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府は、大企業を中心としたサプライチェーン全体での脱炭素化が進む中、一層のCO₂削減の取組みが求められている中小事業者に対して、高効率空調機の導入を支援することにより、脱炭素化及び電気料金の削減による経営力強化の取組みを促進することを目的として、予算の定めるところにより、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

一 中小事業者

次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当しない者

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有する者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

イ 中小企業基本法の会社に該当しない法人であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の者
- (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律181号）第3条、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項その他特別の法律に規定する組合及び連合会であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下の者
- (4) (1)から(3)までに準ずるものとして大阪府が適当と認めるもの

ウ 青色申告を行っている個人事業主

二 高効率空調機

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすエアコンディショナー及びガスヒートポンプ式冷暖房機をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のとおりとする。

一 次に掲げる要件をすべて満たす中小事業者

ア 大阪府内で運営している工場・事業場において、既存の空調機を高効率空調機へ更新する中小事業者（高効率空調機をリースで取得する場合、リース事業者を代表申請者、当該中小事業者を共同申請者とする。また、2者以上の事業者が共同で行う場合、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とする。）

イ 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った者

二 前項に掲げる者と共同で次条に掲げる事業を行う者であって、知事が必要と認める要件を満たす者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小事業者が大阪府内で運営する工場・事業場を対象に、脱炭素化及び電気料金の削減による経営力強化に資する高効率空調機の導入を支援する事業として、知事が適当と認めたものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費として別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、補助金の額の下限は20万円、上限は500万円とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請は、次の各号に掲げる書類を、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- 一 交付申請書（様式第1号）
- 二 事業計画書（様式第2号）
- 三 要件確認申立書（様式第3-1号）
- 四 暴力団等審査情報（様式第3-2号）
- 五 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び交付条件を中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付を受けようとする補助事業者に対して通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、対象経費の配分の変更が、所要額相互間で、それぞれ20%以内であって、補助金交付額の増がないものとする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

3 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする場合は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、規則第6条第1項第3号の規定により、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、規則第6条第1項第4号の規定により、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金遅延等報告書（様式第7号）を知事に提出し、指示を受けなければならない。

6 知事は第3項の規定により申請のあった当該変更承認申請について審査し、その内容を認めるときは、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金変更決定通知書（様式第8号）により補助事業者に対して通知するものとする。

7 知事は第4項の規定により申請のあった当該中止（廃止）承認申請について審査し、その内容

を認めるときは、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金中止（廃止）決定通知書（様式第9号）により補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に限り、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金交付申請取下承認申請書（様式第10号）により当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第10条 知事は、規則第8条及び第15条の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 補助事業者が、規則その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、規則第16条及び第17条の規定により交付した補助金の全部又は一部の返還等を命ずるものとする。

3 前項に基づく命令を受けた場合は、補助事業者は当該命令を受けた日から10日以内に返還等しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告にあたっては、補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する大阪府の会計年度の2月12日のいずれか早い日までに、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金実績報告書（様式第11号）及び補助事業実施状況報告書（様式第12号）を、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、規則第13条の規定に基づき当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

ただし、補助事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受ける場合においては、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金請求書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金概算払請求書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条第4号及び第5号の知事が定める財産は、補助事業により取得した単価50万円以上の財産とする。

- 2 規則第19条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した財産等を処分しようとするときは、処分の前に中小事業者高効率空調機導入支援事業補助金に係る財産処分申請書（様式第16号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認する場合、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、補助事業により取得した財産等を処分したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額の全部又は一部を、府に納付させることができる。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等に関する証拠書類等を補助事業完了後10年間または前条第2項に規定する期間のいずれか長い方の間保管しなければならない。

(事業等の検査)

第16条 知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助事業者の公表)

第17条 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、工場・事業場の名称、所在地及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

(協力の依頼)

第18条 知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- 一 大阪府が開催するセミナー等における設備更新等の効果的な取組事例の発表
- 二 大阪府ホームページ等における設備更新等の効果的な取組事例の掲載
- 三 その他知事が必要と認める事項

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

別表 補助対象経費（要綱第5条第1項関係）

補助対象経費の区分	内容
設備費	高効率空調機(運転リモコン(集中管理用含む)、防振架台、落下防止部品などの付帯設備を含む)の購入に要する費用
工事関連費	補助事業の実施に不可欠な設計、工事、既存の空調機の撤去・処分に要する費用

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- 一 公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 二 振込手数料
- 三 建物の補修工事に係る経費
- 四 共通仮設費、一般管理費、諸経費、通信費、光熱水費、旅費・交通費、消防等官公庁・電力会社への申請費、道路占有許可申請費、安全対策費、清掃費、消耗品、収入印紙代
- 五 過剰とみなされる設備を設置する経費
- 六 その他、大阪府が適切ではないと判断する経費